明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（二七〇）　二
○雇用保険法施行令の一部を改正する政令（二七一）　一〇
○発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二七二）　一〇
〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三六）　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二七〇号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二八年八月一日から施行することとした。

◇雇用保険法施行令の一部を改正する政令（政令第二七一号）（厚生労働省）

1　熊本県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、平成二八年熊本地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金については、平成二八年度においては、その補助率を二分の一から三分の二に引き上げることとした。（附則第五条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二七二号）（厚生労働省）

発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成二八年法律第六四号）の施行期日は、平成二八年八月一日とすることとした。